

# 介護保険料のお知らせ

圏介護保険課 ☎43-9285

65歳以上の皆さんへ、令和6年度の介護保険料の通知書を7月上旬に送付します。

## 介護保険の加入者

第1号被保険者…65歳以上の人

第2号被保険者…40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者



**第1号被保険者になると、保険料の決め方と納め方がこれまでと変わります。**

## 保険料の決め方

第1号被保険者の保険料は15段階に分かれていて、収入や所得、世帯課税の状況などにより、基準月額(令和6年度は5,800円)に保険料段階で決めた保険料率を乗じた金額となります。



詳しくは  
こちら

## 保険料の納め方

### ①今年度65歳となる場合

▷第1号被保険者としての保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めることになります。

(例)7月1日生まれの人は、6月分から納付。7月2日生まれの人は、7月分から納付。

▷納付方法は、金融機関などで納付書により納める「普通徴収」となります。

▷納付書は、65歳となる月が4月または5月の場合は7月中旬までに、7月～翌年3月の場合は65歳になる月または翌月に郵送されます。

### ②前年度以前に65歳となった(前年度から引き続き保険料を納めている場合)

▷公的年金が年額18万円以上の人は、年金から差し引き(天引き)となる「特別徴収」となります。

ただし、次の場合は一時的に普通徴収となります。

(例)年金を担保にしている場合(担保の返済が終われば特別徴収になる)

他の市町村から八戸市へ転入してきた場合

(転入前が特別徴収だった人は翌年度以降に特別徴収に戻る) など

▷保険料は通知書でお知らせします。(7月中旬までに郵送予定)



## 納付が難しいとき

地震などの災害により、住宅・家財などの財産について著しい損害を受けた場合など、特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときはご相談ください。

## 保険料の減免申請

7月に通知書が届いた人は、7月29日(月)までに申請してください。8月以降は随時受付をします。

**「第9期八戸市高齢者福祉計画(令和6年度～令和8年度)」を策定しました。**

**八戸市は「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」を目指します！**

目指す姿を達成するために

▷施策1 生きがいもち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりを推進します

▷施策2 住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムを深化・推進します

▷施策3 介護が必要な人とその家族の生活全体を支えるための介護サービスを充実します

▷施策4 すべての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしを確保します

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



市HPは  
こちら

圏介護保険課 ☎43-2287